

「ふくおかの地魚応援の店」の料理人を対象とした産地ツアーの実施 に係る業務委託仕様書

1 委託事業の目的

- ・ 県では、「いただきます！福岡のおいしい幸せ」のスローガンのもと、食育・地産地消を県民運動として展開している。
- ・ この取り組みの一環として、平成25年度から「ふくおかの地魚応援の店」※（以下「応援の店」という。）認定制度を開始し、応援の店を通じて消費者へ県産水産物の美味しさを知ってもらうことで消費を拡大させる取り組みを実施中。
- ・ 今回、物価高騰に伴うコスト増により、漁業者の経営が厳しくなる中、付加価値をつけてコスト増分を価格に反映できるよう、「応援の店」の料理人を対象とした産地ツアーを開催し、取引拡大に繋げ、漁業者の経営安定を図るとともに、応援の店において県産水産物の具体的な魅力をPRする。

※ふくおかの地魚応援の店…県産水産物の消費拡大と漁業への理解促進を図ることを目的に、県産水産物を積極的に取り扱う飲食店や販売店を「ふくおかの地魚応援の店」として認定。

2 委託業務の内容

- (1) 委託事業名 「ふくおかの地魚応援の店」の料理人を対象とした産地ツアーの実施に係る業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 委託業務内容
県産水産物のPRのため、下記①～③の業務を実施すること。各業務詳細は別紙「委託業務内容補足資料①～③」のとおり
 - ①料理人を対象とした産地ツアーの開催
 - ②産地ツアー参加店舗へのインフルエンサー招へいによるPR
 - ③産地ツアーで紹介した県産水産物の情報をとりまとめた冊子の作成

3 業務実施上の条件

- (1) 業務遂行にあたり、福岡県（以下「県」という。）及び関係機関との連携を密にすること。
- (2) 食材の供給に係る調整を受託者が実施する際には、本事業が生産者の所得向上に資するべく実施されていることを十分に考慮し、産地が不利益となる要求は厳に慎むこと。
- (3) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと又は他の目的に使用しないこと。
- (4) 業務上の成果品に係る著作権は、特段の事情が無い限りは県に帰属することとし、受託者に著作権が留保される場合であっても、県が業務遂行に必要な限りにおいて、成果品を利用できるよう努めること。

- (5) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、保険料等）の一切を含むこと。
- (6) 事業の実施に大きな影響を与える事態が発生した場合には、県と受託者で協議し、委託業務内容や委託料の調整を実施すること。
- (7) 上記（6）における協議の開始や、調整内容は県の判断で実施すること。

4 県への報告等

(1) 年間業務報告書

提出時期：令和9年3月31日（水）までに当該年度の年間業務報告書を提出するものとする。

提出方法：書面、及び電子データで行うものとする。

注意1：事業の進捗状況について県からの問合せがあった場合、県が指示するデータや書面を提出し、状況の報告を行うこと。

(2) 県への引継ぎ

事業を通じた人脈が県に引き継がれるよう、ツアー参加店舗の連絡先など、必要な情報を一覧形式で令和9年3月31日（水）までに報告すること。

注意1：報告なく事業が実施された場合、本委託事業の成果と認めないことがある。

①料理人を対象とした産地ツアーの開催

1. 内容

- ・ 応援の店の料理人を対象とした産地ツアーの開催。

2. 産地ツアー実施内容

- ・ 回数 : 4回
- ・ 開催地(水産物) : 筑前海区 2ヶ所 (水産物 : 一本槍、福岡県産アナゴ)
有明海区 1ヶ所 (水産物 : 福岡有明のり)
豊前海区 1ヶ所 (水産物 : 豊前海一粒かき)
※漁獲状況等により変更の可能性あり
- ・ 開催内容 : 応援の店の料理人等を対象に、各県産水産物が漁獲される産地へのツアーを実施
産地ツアー内容は、漁業関係者との意見交換、漁場や関連施設(加工場)等の視察、漁業の作業体験等、料理人が各県産水産物への知識を深めるための項目
- ・ 参加者数 : 応援の店の料理人を対象に、1回の産地ツアーにつき、5人(店舗)以上
なお、福岡市、北九州市、久留米市の都市部の店舗を対象
※「応援の店」の店舗一覧は、県ホームページ「じざかなび福岡」を参照。
※「応援の店」認定店以外から産地ツアー参加者を募ることは妨げない。
その場合は、産地ツアー参加までに当該店舗を「応援の店」へ申請させること。



3. 業務内容

- ・ 産地ツアーの企画、実施(各産地ツアーの訪問先は、事前に県が決定)
 - ・ 産地ツアー訪問先(漁協や漁業者、関連施設等)との連絡調整
 - ・ 応援の店への産地ツアー開催案内、参加料理人の募集、決定、連絡調整
 - ・ 訪問先、産地ツアー参加者へのアンケート実施
- ※産地ツアーに必要な経費(参加料理人の旅費、訪問先の用船料等)は、委託事業費の中から支出すること

じざかなび福岡のQRコード

②産地ツアー参加店舗へのインフルエンサー招へいによるPR

1. 内容

- ・産地ツアーへ参加した応援の店（料理人）において、産地ツアーで紹介した県産水産物を使用したメニューを提供し、インフルエンサーを招へいしてPR

2. 実施内容

（1）メニュー提供

- ・提供場所：「①産地ツアーの開催」で実施した産地ツアーへ参加した応援の店全店舗
- ・メニュー：産地ツアーで紹介した県産水産物を使用
メニュー提供時は、県産水産物のブランド名を明記
（ブランド名が無い場合は、福岡県産であることを明記）
- ・提供期間：各店舗2週間以上
各店舗においてメニュー提供する期間については、一致させる必要無し

（2）インフルエンサーの招へい

- ・（1）の全店舗に外食業界に精通したインフルエンサーを招へい
※「県産水産物4魚種」×「5店舗以上／1県産水産物」＝「インフルエンサー延べ20人以上」
- ・県産水産物やメニューをPRする動画を制作し、インフルエンサー自身のSNSで配信
- ・なお、1つの県産水産物につき5店舗以上でメニュー提供することになるが、これらの各店舗に招へいするインフルエンサーは別人物とすること。
- ・ただし、同人物のインフルエンサーが、複数の県産水産物やメニューをPRすることは可。
（例）「福岡有明のり」のメニュー提供は5店舗、これら5店舗には別々のインフルエンサーを招へい
「福岡有明のり」をPRするインフルエンサーが、「一本槍」をPRすることは可

3. 業務内容

- ・参加店舗におけるメニュー提供、インフルエンサー招へいの企画、実施
- ・参加店舗、インフルエンサーとの連絡調整
- ・参加店舗へのアンケート実施

※メニュー提供やインフルエンサー招へいに必要な経費（メニュー開発費、インフルエンサー招へい費等）は、委託事業費の中から支出すること

③産地ツアーで紹介した県産水産物の情報を取りまとめた冊子の作成

1. 内容

- ・ 今回の産地ツアーの対象ではない応援の店にも県産水産物の情報を共有し、来客者に県産水産物の魅力を発信してもらうため、産地ツアーで料理人に紹介した情報を取りまとめた冊子を作成

2. 実施内容

- ・ 内 容 : 「①産地ツアーの開催」で実施する4回の各産地ツアーにおいて、漁業関係者と料理人へのヒアリングや、産地ツアー実施状況等を取材し、各水産物をPRする冊子を作成
- ・ 作成部数 : 1,000部（オールカラー、A4版、1冊10ページ以上）

3. 業務内容

- ・ 冊子作成の企画、実施